

**鳥取県教育委員会告示第5号**

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 指定の解除をした指定技能教育施設の名称  
学校法人鶏鳴学園あすなろ予備校
- 2 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎

- 3 指定の解除をした年月日  
平成25年4月1日